

平成30年(行ウ)第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国(処分行政庁 警察庁長官)

## 準備書面(2)

平成31年4月1日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人

志水崇



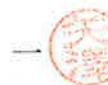
田家重



矢澤正



渡邊準



横井健



鈴木



渡邊



第1 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み、情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方について(原告第2準備書面第1に対する反論)	-4
1 被告の引用が恣意的であるとする原告の主張は理由がないこと	.....4
2 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み	.....4
3 情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方	.....5
第2 情報公開法5条3号の意義、趣旨及び判断枠組みについて(原告第2準備書面第2に対する反論)	—6
1 政府委員の答弁及び東京高裁平成26年判決に係る原告の主張に理由がないこと(原告第2準備書面第2の1に対する反論)	.....6
2 情報公開法5条3号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うこと(原告第2準備書面第2の2に対する反論)	.....10
(1) 原告第2準備書面第2の2(1)に対する反論	.....10
(2) 原告第2準備書面第2の2(2)に対する反論	.....13
(3) 小括	.....15
第3 情報公開法5条4号の意義、趣旨及び判断枠組みについて(原告第2準備書面第3に対する反論)	—15
1 原告の主張	.....15
2 情報公開法5条4号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うこと(被告の反論)	.....15
第4 本件決定が適法であること(原告第2準備書面第4に対する反論)	—16
1 本件不開示部分の開示によって初めて推知されるような警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動や把握又は推察される警察活動の実態等は存在しないとする	

原告の主張は理由がないこと（原告第2準備書面第4の1(1)及び同3(4)に対する反論）	16
(1) 原告の主張	17
(2) 被告の反論	17
2 将来的に警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知することなどは不可能であるとする原告の主張に理由がないこと（原告第2準備書面第4の1(2)及び同2に対する反論）	19
(1) 原告の主張	19
(2) 被告の反論	20
3 本件不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号又は同条4号に該当することについて、何ら具体的な事実関係に基づく合理的根拠が示されていないとする原告の主張は理由がないこと（原告第2準備書面第4の3に対する反論）	24
(1) 原告の主張	24
(2) 被告の反論	25
4 小括	33
第5 結語	33

被告は、本準備書面において、原告の2019年（平成31年）2月1日付け第2準備書面（以下「原告第2準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による（参考として本準備書面末尾に略語表を添付する。）。

## **第1 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み、情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方について（原告第2準備書面第1に対する反論）**

### **1 被告の引用が恣意的であるとする原告の主張は理由がないこと**

原告は、情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組みについて、被告の引用が恣意的であると主張する（原告第2準備書面第1の1・2ページ）。

しかしながら、被告が総務省行政管理局編「詳解情報公開法」の記載を必要かつ十分な範囲で引用したものであり、恣意的に引用したものではないことや、原告が挙げる同文献の記載についてみても、被告の主張と何ら反するものではなく、かえって被告の主張に沿う記載となっており、被告の引用が恣意的なものではないことなどは、被告の平成30年10月9日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）第1の1(2)（5ないし7ページ）で述べたとおりであり、この点に係る原告の主張には理由がない。既に繰り返しとなっているため、特段の反論の要を認めない。

なお、原告は、「情報公開法の制定にあたり、不開示とする利益が殊更尊重されたかのように主張していることについて、恣意的であると主張したものである」（原告第2準備書面第1の1・2ページ）と主張するが、被告はそのような主張をしておらず、また、答弁書第5の1（10ないし12ページ）における被告の主張をみてもそのような記載はないから、この点に係る原告の上記主張にも理由がない。

### **2 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み**

この点に係る原告の主張（原告第2準備書面第1の2・2及び3ページ）に対する反論については、被告準備書面(1)第1の2(2)（7ないし9ページ）で述べたとおりである。既に繰り返しとなっているため、特段の反論の要を認めない。

### 3 情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方

(1) 原告は、大阪府知事の交際費に関する最高裁判所平成6年1月27日第一小法廷判決（民集48巻1号53ページ）について、具体的な事実に基づいて詳細な事実認定が行われていると主張する（原告第2準備書面第1の3(1)・3ページ）。

しかしながら、同判決における文書の性質等に係る記載がわずかであることや、同判決が経験則に基づいて判断していること、情報公開訴訟の審理では通常の訴訟と異なる特質があることなどは、被告準備書面(1)第1の3(2)ア（10ないし12ページ）で述べたとおりであり、この点に係る原告の主張には理由がない。既に繰り返しとなっているため、特段の反論の要を認めない。

(2) 原告は、情報公開訴訟においてインカメラ審理を行うことは許されないと判断した最高裁判所平成21年1月15日第一小法廷決定（民集53巻1号46ページ）について、法改正を含めた今後の手続の整備が強く求められている、同決定の宮川光治裁判官及び泉徳治裁判官の補足意見は情報公開訴訟へのインカメラ手続の導入を否定せず、検討を求めるものであると主張する（原告第2準備書面第1の3(2)・3及び4ページ）。

しかしながら、上記決定は原告が引用する福岡高等裁判所平成20年5月12日決定（判例タイムズ1280号92ページ）を破棄した上で、インカメラ審理を行うことは許されないと判断していること、上記両裁判官の補足意見についても、そもそも補足意見であって、反対意見ではないことはもとより、法解釈としてインカメラ審理を行うことは許されないと述べるもので

あること、東京高等裁判所平成27年3月11日判決（乙第6号証）においても被告の主張と同趣旨の判断が示されていることなどは、被告準備書面(1)第1の3(2)イ(12ないし14ページ)で述べたとおりであるし、この点に係る原告の上記主張は、もはや解釈論ではなく、独自の立法論を述べるものにすぎず、理由がない。

## 第2 情報公開法5条3号の意義、趣旨及び判断枠組みについて（原告第2準備書面第2に対する反論）

### 1 政府委員の答弁及び東京高裁平成26年判決に係る原告の主張に理由がないこと（原告第2準備書面第2の1に対する反論）

(1) 原告は、平成10年6月4日の衆議院内閣委員会会議録における政府委員の答弁（甲第6号証）について、行政機関の長の裁量も、全くの自由裁量ではないと主張する（原告第2準備書面第2の1(1)・5ページ）。

しかしながら、同政府委員の答弁についてみても、「裁判所は、行政機関の長の判断に合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかを審査することになります」（甲第6号証5ページ）などとあるように、被告が、情報公開法5条3号の判断枠組みについて、「裁判所は、これらについての行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重した上で、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断すべきである」（答弁書第6の2(1)ア・20ページ）と主張した内容と同様の記載がされていることなどは、被告準備書面(1)第2の2(1)（15及び16ページ）で述べたとおりであり、この点に係る原告の主張には理由がない。既に繰り返しとなっているため、特段の反論の要を認めない。

(2) 原告は、東京高裁平成26年判決について、同判決が立法趣旨や他の条項の文言との違いを踏まえて判断したものであり、同判決以降、同判決の判断を否定する最高裁判所の裁判例がなく、同判決の判断と異なる高等裁判所の

裁判例がないことをもって東京高裁平成26年判決を否定する根拠とはならないと主張する（原告第2準備書面第2の1(2)及び(3)・5及び6ページ）。

しかしながら、被告が、「情報公開法5条3号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負う」と主張する根拠は、情報公開法5条3号の規定振り、文言及び趣旨、最高裁昭和53年判決、最高裁判所平成19年5月29日第三小法廷判決（集民224号463ページ）、最高裁判所平成21年7月9日第一小法廷判決（集民231号215ページ）、名古屋高等裁判所平成17年3月17日判決（訟務月報52巻8号2446ページ）、東京高等裁判所平成28年5月18日判決（乙第7号証）、大阪高等裁判所平成28年6月29日判決（乙第9号証）等の同種裁判例、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」、高橋滋ほか・条解行政情報関連三法及び宇賀克也・新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕の文献等、種々のものを根拠としているのであるから、そもそも、東京高裁平成26年判決をもって、情報公開法5条3号該当性に関する行政機関の長の判断に裁量権がなく、原告は主張立証責任を負わないとはいえない。

また、被告は、前記主張の根拠の一つとして、「情報公開法5条1号、2号イ、5号及び6号の規定が『…おそれがあるもの』となっているのに対し、同条3号が『…おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』となっていること」を挙げており、東京高裁平成26年判決について、「同条の他の条項の文言との違い」を軽視していると指摘しているところ（被告準備書面(1)第2の2(2)ア・17ページ）、同判決が、情報公開法5条3号及び4号の文言については検討しているものの、同条の他の条項の文言との違いについて検討していないことは、その判示自体にかかる記載がないことからも明らかである。そうであるからこそ、被告は、上記の指摘を

したのである。したがって、同判決が「他の条項の文言との違いを踏まえて判断している」とする原告の前記主張には明らかな誤りがある。

さらに、東京高裁平成26年判決は、情報公開法5条3号の「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」との要件について、出入国管理令21条3項（同管理令は昭和56年法律第86号により出入国管理及び難民認定法に題名を改められており、同管理令21条3項と同法21条3項は、同一の規定である。）のよう行政庁に広範な裁量を委ねる趣旨ではなく、平成17年改正前旅券法13条1項5号のよう行政庁の権限に限定を付す趣旨であると判断していることは、その判示自体から明らかであるところ、かかる判断は、被告が主張する前記の情報公開法5条3号の規定振り、文言及び趣旨、同種裁判例等に反するばかりか、基本的な文献であり、原告自らがその主張の根拠として引用する総務省行政管理局編「詳解情報公開法」及び宇賀克也・新・情報公開法の逐条解説の記載にも反するものである。すなわち、前掲詳解情報公開法では、情報公開法5条3号の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」について、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ…がある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。この種の情報については、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度のものであるか（「相当の理由」があるか）どうかを審理・判断することが適當と考えられることから、このような規定としたところである。本号の該当性の判断においては、行政機関の長は、『おそれ』を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これを該当すると認定（評価）することとなるが、こ

のような認定を行うに当たっては、高度の政治的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断されることになる。」（前掲詳解情報公開法62及び63ページ）と、被告の主張と同内容が記載されている。また、前掲逐条解説でも、情報公開法5条3号について、「情報公開法要綱案第6(3)は、『不利益を被るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報』と規定していたが、『認める（に足りる）相当の理由がある情報』という文言は、行政機関の裁量を広く認める趣旨で用いられる場合もあれば、逆に制限する趣旨で使用される場合もある。出入国管理及び難民認定法21条3項は、外国人による在留期間の更新の申請があった場合には、『法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適當と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる』と規定しているが、ここでいう『認めるに足りる相当の理由がある』とは、法務大臣の裁量を広く認める趣旨である。…本条3号の『認めることにつき相当の理由がある情報』という表現は、出入国管理及び難民認定法21条3項を1つの参考にしている。…このように、『認める（に足りる）相当の理由がある情報』という文言のみでは行政機関の長の裁量を尊重する趣旨が必ずしも明瞭ではないので、本条3号は、『行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』という表現を用いることによって、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨を明確にしている。国の安全等に関する情報について、覆審的司法審査を行わず、行政機関の長の判断の司法審査にとどめることとしたのは、この種の情報については、開示・不開示の判断に高度の政策的判断が伴い、また、国防、外交上の専門的、技術的判断を要するという特殊性が認められると判断されるからである。」（前掲逐条解説102ページ。傍点は引用者）と、被告の主張と同内容が記載されている。したがって、東京高裁平成26年判決が「立法趣旨…を踏まえて判断している」

とする原告の主張には明らかな誤りがある。

したがって、この点に係る原告の前記主張には理由がない。

2 情報公開法 5 条 3 号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うこと（原告第 2 準備書面第 2 の 2 に対する反論）

(1) 原告第 2 準備書面第 2 の 2 (1) に対する反論

ア 原告の主張

(ア) 原告は、宇賀克也・新・情報公開法の逐条解説〔第 7 版〕(67 ページ)に「行政事務の種類等の事項的要素（「検査に関する行政文書」等）、開示することによる支障を個別具体的に判断するための定性的要素（「行政事務に著しい支障が生ずるおそれ」等）、および時間的要素「作成後 30 年を経過した行政文書」等）との記載があることを根拠として、①これが、情報公開法 5 条 3 号の判断枠組みについても当てはまると主張し、②かかる主張を前提とした上で、上記の事項的要素と定性的要素とは切り離されるものであり、前者については、行政機関の長の判断に広範な裁量はないと主張する（原告第 2 準備書面第 2 の 2 (1)・6 及び 7 ページ）。

(イ) また、原告は、前掲逐条解説（69 ページ）に「情報公開条例にかかる訴訟において、実施機関が不開示情報該当性についての主張・立証責任を負うことが判例上確立していたので（最判平 6・2・8 民集 48 卷 2 号 255 頁…），規定を置くまでもないと考えられたため」との記載があることを根拠として、情報公開法 5 条 3 号該当性に関する主張立証責任について、被告が負うと主張する（同・7 ページ）。

イ 被告の反論

(ア) 原告の前記ア (ア) の主張に対する反論

しかしながら、そもそも、原告が挙げる前掲逐条解説の引用部分は、一般的な「不開示情報の定め方の原則」についての記載部分であり、情報公開法5条3号についての記載部分（101ないし106ページ）ではない。かえって同記載部分には、原告が主張するような内容は一切記載されていない。原告の前記ア(ア)の主張は、その前提を欠くものであり、失当である。

また、上記の点をおくとしても、前掲逐条解説についてみると、「不開示情報の規定をいかに定めるかが、情報公開法の立案に際しての最重要課題の1つであることは異論のないところであろう。必要以上に不開示情報の範囲が広がりすぎないように、また、不開示にされるべきものが開示されないように、可能な限り明確に不開示情報の範囲を定めなければならない。不開示情報を規定する際の要素として」原告の主張する事項的要素、定性的要素、時間的要素の3つがあるが、「本条（引用者注：情報公開法5条）は、前二者を組み合わせることを基本としている。事項的要素の場合、事項の単位を包括的にすると、必要以上に不開示の範囲が広がってしまうし、逆に細分化すると、列挙事項が膨大になり、網羅的に列挙することが困難になる。他方、定性的要素のみでは、不開示情報の範囲を画する基準としては抽象的にすぎ、明確性に欠ける。したがって、事項的要素と定性的要素を適切に結合させることが望ましいと判断されたのである」（前掲逐条解説67ページ。傍点は引用者）と記載されているのであって、情報公開法5条3号の判断枠組みについての記載でないことはもとより、立案に際しての不開示情報の定め方の原則としてみたとしても、事項的要素と定性的要素は組み合わされる、適切に結合されると記載されているのであるから、同記載をもって、原告の主張するように、両者が切り離されるものであり、前者については行政機関の長の判断に裁量はないとする主張を導くことは到底できない。

#### (イ) 原告の前記ア(イ)の主張に対する反論

次に、原告が挙げる前掲逐条解説の「実施機関が不開示情報該当性について主張・立証責任を負うことが判例上確立していたので（最判平成6・2・8民集48巻2号255頁…），規定をおくまでもないと考えられたため」との引用部分も、前記(ア)と同様、一般的な「不開示情報の定め方の原則」についての記載である上、情報公開法5条3号についての記載部分（101ないし106ページ）ではない。かえって、同記載部分には、原告が主張するような内容は一切記載されていない上、前記1(2)で述べたように、情報公開法5条3号が行政機関の長の裁量を尊重する趣旨であること、そのために現行の規定の文言となったこと、覆審的司法審査ではなく、行政機関の長の判断の司法審査にとどまることなどが記載されているのであって、原告の前記ア(イ)の主張は、その前提を欠くものであり、理由がない。

また、上記の点をおくとしても、情報公開法5条各号が定める要件に、行政庁に対して裁量が付与されているか否かはもとよりのこと、上記各号は、その規定振り、文言及び趣旨等もそれぞれが異なるものとして規定されているのであるから、当該各号に係る判断枠組みや主張立証責任を検討するに当たって、これらの諸要素を検討すべきであることは当然であるところ、これらを検討することもなく一律に原告は主張立証責任を負わないとする原告の前記ア(イ)の主張は、論理に飛躍がある。そして、この点については、答弁書第6の2(2)（22及び23ページ）、被告準備書面(1)第2の2（16ないし20ページ）で述べたとおり、情報公開法5条3号については行政機関の長に広範な裁量権が認められる裁量処分であること、同号の規定振り、文言及び趣旨等からすれば、原告が、同号所定の不開示情報該当性の各判断過程において、当該行政機関の長の裁量権の行使に逸脱・濫用があったことを基礎づける具体的事實につ

き主張立証責任を負うものと解すべきである。

さらに、原告が挙げる前掲逐条解説の記載部分にある大阪府水道部の懇談会等の支出伝票等に関する最高裁判所平成6年2月8日第三小法廷判決（民集48巻2号255ページ）は、大阪府公文書公開等条例8条4号及び5号（なお、同各号は情報公開法5条5号及び6号に類似する規定といえるが、規定振りや文言は異なる。）に関する事案であり、そもそも情報公開法5条3号及び4号に関するものではないことなどからも、同判決をもって情報公開法5条3号該当性の主張立証責任が被告にあるとはいえない。

#### (イ) 小括

したがって、原告の前記アの主張には理由がない。

### (2) 原告第2準備書面第2の2(2)に対する反論

#### ア 原告の主張

原告は、情報公開法5条3号の判断枠組みについて、東京高裁平成26年判決の判断枠組みによるべきであると主張し、また、佐伯彰洋「季報情報公開・個人情報保護」70号（甲第14号証の1）の法律雑誌において、内閣官房報償費に関する最高裁判所平成30年1月19日判決（判例タイムズ1450号25ページ）でも、「裁量」との文言が用いられておらず、同判決は、情報公開法5条3号該当性の判断について裁量の逸脱又は濫用を認める判断を回避したと説明されていると主張する（原告第2準備書面第2の2(2)・7及び8ページ）。

#### イ 被告の反論

(ア) しかしながら、まず、東京高裁平成26年判決の判断枠組みによるべきであるとの点については、被告準備書面(1)第2の2(2)（16ないし20ページ）、前記1(2)で詳述したとおり、情報公開法5条3号の規定振り、文言及び趣旨、同条の他の条項の文言との違い、同種裁判例、文

献等からすれば、同判決の判断枠組みによるべきでないから、この点に係る原告の主張には理由がない。

(イ) 次に、原告が挙げる前記法律雑誌（甲第14号証の1）の点については、そもそも、前掲最高裁平成30年1月19日判決をみても、「これを公にすることにより、国の安全が害され、他国等との信頼関係が損なわれ、又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるとした内閣官房内閣総務官の判断に相当な理由があるものと認められる。したがって、上記情報は、情報公開法5条3号又は6号所定の不開示情報に該当するというべきである」（判例タイムズ1450号30ページ。傍点は引用者）との判示もあるのであって、同判決が裁量を認める判断を回避したものであるともいえない。

また、同判決の判例タイムズの解説においても、「本件では、情報公開法5条3号及び6号所定の各不開示事由の有無が問題となっているところ、これらの規定の解釈等について説示した最高裁判例はなく、本件各判決も特段の一般論を示していない。もっとも、本件各事件の各控訴審判決の説示する内容は、若干の表現の違いはあるものの、多くの下級審裁判例において採用され、実務上定着した見解に基づくものであるということができ、本件各判決も基本的にはこれを前提としているものと解される。」（判例タイムズ1450号27ページ）と解説されているのであって、原告が挙げる前記法律雑誌の説明とは異なる解説もされているところである。

さらに、原告が挙げる前記法律雑誌（甲第14号証の1）をみても、原告が挙げる説明部分のほかに、「この点本判決は、④のうち調査情報対策費及び活動関係費の各支払決定に係る記録部分について、支払決定日や具体的に支払金額が明らかになることによって、『その支払い相手方や具体的使途についても相当程度の確実さをもって特定することが可能に

なる場合もある』と述べた上で、この部分を不開示とした『内閣官房内閣総務官の判断に相当な理由があるものと認められる』と述べ、裁量を認め、行政庁の不開示判断を尊重しているといえる。この判示から本判決は『少なくとも3号該当性に関する裁量を否定する趣旨』(括弧内省略)ではないといえよう」(同号証3枚目)との説明部分もあるのであって、必ずしも原告の主張を裏付ける記載とはなっていない。

したがって、この点に係る原告の前記アの主張には理由がない。

### (3) 小括

以上のとおり、情報公開法5条3号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うものであるから、原告の前記(1)ア及び(2)アの主張には理由がない。

## 第3 情報公開法5条4号の意義、趣旨及び判断枠組みについて（原告第2準備書面第3に対する反論）

### 1 原告の主張

原告は、情報公開法5条4号の判断枠組みについて、「原告第1準備書面第3(17頁)で述べたとおり、情報公開法5条4号は、同条3号と配慮すべき公共的利益が異なるだけで、その解釈は、同条3号と同様である」として、東京高裁平成26年判決の判断枠組みによるべきであると主張する(原告第2準備書面第3・9及び10ページ)。

### 2 情報公開法5条4号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うこと（被告の反論）

- (1) しかしながら、被告の、「情報公開法 5 条 4 号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負う」との主張が、情報公開法 5 条 4 号の規定振り、文言及び趣旨、同号と同条 3 号との関係、整合性や、同種裁判例、各種文献等、種々のものを根拠としていることは、答弁書第 7 (23ないし 27 ページ)、被告準備書面(1)第 3 の 2 (20ないし 22 ページ)で述べたとおりであり、原告の前記 1 の主張には理由がない。
- (2) また、原告の前記 1 の主張の立論は、情報公開法 5 条 3 号に係る原告第 1 準備書面第 2 (8ないし 16 ページ)、原告第 2 準備書面第 2 (4ないし 9 ページ)と同じとのことであるから、この点に対する反論としては、前記第 2 で述べたところがそのとおり当てはまるものであり、この点からしても、原告の前記 1 の主張には理由がない。
- (3) さらに、原告の前記 1 の主張、解釈を直接導く実質的根拠としては、原告が引用する東京高裁平成 26 年判決であるところ、同判決の判断枠組みによるべきでないことは、被告準備書面(1)第 2 の 2 (2) (16ないし 20 ページ)及び前記第 2 の 1 (2) で詳述したとおりである。
- (4) 以上のとおり、情報公開法 5 条 4 号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うものであるから、原告の前記 1 の主張には理由がない。

#### 第 4 本件決定が適法であること（原告第 2 準備書面第 4 に対する反論）

- 1 本件不開示部分の開示によって初めて推知されるような警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動や把握又は推察される警察活動の実態等は存在しないとする

原告の主張は理由がないこと（原告第2準備書面第4の1(1)及び同3(4)に対する反論）

(1) 原告の主張

原告は、「警察の活動に関する予算決算が公表され、国会で審議され、毎年の重点分野を明らかにした警察白書をはじめとする資料が公開され、さらに毎年行政レビューを行っているのは、このためでもあり、これらの公開情報によって、市民は国の安全や犯罪捜査等に関する警察の活動の実態や重点施策等を知ることができる。したがって、本件部分開示文書の開示で明らかになる可能性があると被告が主張する同管理簿内のファイルの増減によってはじめて推知されるような警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動や把握又は推察される警察活動の実態等は、そもそも存在していない」と主張し（原告第2準備書面第4の1(1)・10及び11ページ）、また、警察庁が毎年度発表している警察庁の予算の概要・実績評価書等によって明らかにしている情報は、「本件部分開示文書を開示することによって把握可能になると被告が主張する情報内容より、質量ともにはるかに多くを含む情報であることは、一見して明らかである。そうである以上、本件部分開示文書の開示によって、新たに国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが生じるということはできない」と主張する（原告第2準備書面第4の3(4)・16ないし21ページ）。

(2) 被告の反論

ア 本件文書（保有個人情報管理簿）の性質、本件不開示部分に記録されている情報の内容、本件不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号又は同条4号に該当すること、及び、審査会の答申においても本件決定が妥当である旨の判断がされていることなどは、答弁書第9（29ないし34ページ）、被告準備書面(1)第4（22ないし34ページ）で詳述したとおりである。

本件不開示部分に記録されている情報は、国の安全等に係るもの等極めて秘匿性が高く、総務大臣への事前通知及びこれに基づく同大臣の確認にそぐわない個人情報ファイルに記録されている情報であり、そもそも、国の内部機関である総務大臣への事前通知が適用除外されている性質の情報であり、また、公にされることを前提に作成、保管されている性質の情報でもない。

さらに、本件不開示部分に記録されている情報は、警察庁が、国の安全等や犯罪捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有し、どこに保存し、どこに提供しているかなどが記載されている。

したがって、本件不開示部分に記録されている情報を公にすることにより、警察庁が、国の安全等や犯罪捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有し、どこに保存し、どこに提供しているかなどが明らかになり、捜査等の性質上、本来的に秘密とされる警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を把握することが可能となってしまい、また、今後の警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を推し量ることも可能となってしまうばかりか、国の安全を脅かす反社会勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を把握し、身分の偽装、犯罪手口の変更又は警察活動への妨害等の対策措置を講じたり、当該個人情報の保存場所たる警察関連施設への不法行為を敢行することを容易ならしめてしまうなど、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 他方、原告が挙げる警察庁が毎年度発表している警察庁の予算の概要・実績評価書等は、前記アで述べた本件文書（保有個人情報管理簿）の性質を有するものではない上、そこに記録されている情報についてみても、警察庁が、国の安全等や犯罪捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有し、どこに保存し、どこに提供しているかなどについて記載されているものではない。

ウ したがって、本件文書の本件不開示部分に記録されている情報と、警察庁の予算の概要・実績評価書等の公開されている情報とは、文書の性質、記録されている情報の内容、保有目的等が全く異なるものであるから、「これらの情報は、本件部分開示文書を開示することによって把握可能になると被告が主張する情報内容より、質量ともにはるかに多くを含む情報であることは、一見して明らかである」とする原告の主張には理由がなく、これらの公開情報の存在をもって、「同管理簿内のファイルの増減によってはじめて推知されるような警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動や把握又は推察される警察活動の実態等は、そもそも存在していない」とする原告の主張にも理由がない。

## 2 将来的に警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知することなどは不可能であるとする原告の主張に理由がないこと(原告第2準備書面第4の1(2)及び同2に対する反論)

### (1) 原告の主張

ア 原告は、被告準備書面(1)第4の3(24ないし32ページ)の「本件決定と別件開示決定は、請求の対象を異にし、対象文書を公にすることによる国の安全が害されるおそれ等も異にするものであるから、別件開示決定の判断をもって、本件決定の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えていとはいえないこと」との被告の主張について、「ファイ

ルの『内容』ではなく、『増減』が明らかになることで警察活動の実態が推知され、情報の保有の開始や終了が特定されれば、警察活動を推知した勢力が対抗措置をとることが容易になることなどと主張する」(原告第2準備書面第4の1(2)・11ページ),「被告も、答弁書においては、本件不開示部分に記録されている情報の『内容』が情報公開法5条3号・4号に該当すると論じていた。ところが、原告が第1準備書面において、別件部分開示文書の存在とその開示経過を明らかするとなるや、被告は本件部分開示文書によって『増減』が明らかになると新たな主張を行いはじめた」(原告第2準備書面第4の2(1)・11及び12ページ)と主張する。

イ また、原告は、個人情報ファイルについて、「管理方法は全く不明である」、「内部規定すら存在せず、上記管理者が突然整理の順番を変更することが可能である」、「仮に個人情報ファイルは警察庁組織令に規定された所属の順番に従って整理されていたとしても、そもそもその整理方法に根拠がないのであるから、当該順番に従って開示しているとは限らず、開示を受けたものは当該順番通りに並んでいるなどとは認識できない」(原告第2準備書面第4の2(2)・12ページ)と主張し、かかる主張を前提とした上で、「そのような中で、経年的に開示請求を繰り返したところで、警察庁が、当該所属において国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルを新たに保有したこと及び増減を把握することはできるはずがない」(同ページ)と主張する。

## (2) 被告の反論

### ア 原告の前記(1)アの主張に対する反論

(ア) しかしながら、そもそも、被告は、既に、答弁書第9の5(2)(34ページ)において、前記1(2)アで述べた国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることに加え、「また、本件開示請求については、警察庁が保

有する国の安全や犯罪捜査に関する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿の全ての開示を求めるものであるから、各記載欄の一部の記述でも公にするとなれば、仮に、将来的に同様の開示請求が繰り返されるなどした場合、当該記述部分の増減・存否等の傾向を経時的ないし経年的に把握することが可能となり、そのことから警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知させ、ひいては、警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない上、開示請求時点における治安情勢や国際情勢等の他の情報と照合することにより、いつ、どの部署が、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有したこととしたかなどが特定され、これにより、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察が特定の情報を入手したか否かなどを把握又は推察し、それに基づく対抗措置を講じることを容易ならしめてしまうなど、やはり、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると言わざるを得ない。」と主張していたものであるから、被告が、被告準備書面(1)において増減が明らかになることによる弊害について初めて主張したとする原告の前記主張は明らかに誤っている。

(イ) また、原告は、「内容」と「増減」とを切り離した上で、被告の主張は「内容」についてではなく、「増減」について述べていると主張し、被告の主張を論難する。

しかしながら、そもそも、「増減」は、「内容」を離れた概念ではない上、答弁書第9の5(2)(33及び34ページ)、被告準備書面(1)第4の3(24ないし32ページ)で述べたとおり、ここでいう「増減」は、不開示部分に記録されている情報(の内容)と他の情報(の内容)との照合のこと、すなわち正に「内容」のことを述べていることは明らかであって、原告の前記主張は、あえて「内容」と「増減」とが別個のもの

であるかのように切り離した上で、被告の主張を曲解し、論難するものであり、理由がない。

(ウ) さらに、被告が被告準備書面(1)第4の3(24ないし32ページ)において、本件不開示部分に記録されている情報が公にされた場合の弊害について詳述したのは、原告の方が原告第1準備書面において別件開示決定について主張したことから、これを受け、「本件決定と別件開示決定は、請求の対象を異にし、対象文書を公にすることによる国の安全が害されるおそれ等も異にするものであるから、別件開示決定の判断をもって、本件決定の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えていとはいえないこと」を主張し、その中で、本件不開示部分に記録されている情報が公にされた場合の弊害、すなわち、同情報と他の情報との照合、増減について詳述したものであり、論難されるいわれはない。

(イ) したがって、原告の前記(1)アの主張には理由がない。

#### イ 原告の前記(1)イの主張に対する反論

(ア) 被告の平成30年11月15日付け求釈明に対する回答書第1(2及び3ページ)で述べたとおり、警察庁は、警察法や警察庁組織令の規定を踏まえ、警察白書等の刊行物や警察庁ホームページにおいても、警察庁の所属ごとに整理したものを公表する場合には、一般に、警察庁組織令に規定された所属の順番に従って整理・公表している。また、情報公開法に基づく開示請求及びこれに対する措置についても同様であり、警察庁の各所属が保有する行政文書を所属ごとに整理したものを対象文書として特定する場合には、一般に、警察庁組織令に規定された所属の順番に従って整理・特定している。このことは、本件開示請求や別件開示請求にかかわらず、他の開示請求一般についても同じ取扱い、慣行となっている。

これは、警察法や警察庁組織令の規定を踏まえた一般的な取扱い、慣行を理由とするものであり、原告が主張するような、各所属の行政文書ファイルに保存されている文書の順番を並び変えることはもとより、恣意的に内部部局の順番を入れ替えたり、各所属の順番を入れ替えたりすることは、想定されていない。

したがって、恣意的に順番を入れ替えることなどを前提とする原告の前記(1)イの主張は、その前提を誤るものであり、そもそも失当である。

なお、念のため付言するに、そもそも、情報公開法に定める開示請求制度はあるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、開示請求がなされた時点で行政文書に保存されている文書の順番を意図的に並び替えることができないことは言うまでもないが、本件開示請求と同様の開示請求がなされ、それぞれを照合されることにより、いつ、どの部署が、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有しないこととしたかなどを特定されることを少しでも回避するために、各所属の行政文書ファイルに保存されている文書の順番について意図的な変更を繰り返すことは、行政文書ファイルの適正な管理を行う上で、全く現実的でもない。

(イ) また、上記の点をおき、本件文書について、原告が主張するように、仮に各所属の行政文書ファイルに保存されている文書の順番が並び替えられたとしても、本件文書に記録されている情報が一部でも公になれば、将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返されるなどした場合、開示された部分を照合することはなお可能であり、国 の安全が害されるおそれ等がある。

すなわち、本件文書と新たに開示された文書を1枚ずつ照合することにより、本件文書自体に変更が生じたか、増減は本件文書のどこに生じたか、新たに開示された文書は本件文書のどこに位置しているかなどを

把握することで、内部部局内の各所属の順番や既に開示された文書を目印として、新たに開示された文書がおよそどの所属のものであるかを把握することが可能となってしまい、また、開示請求時点における治安情勢や国際情勢等の他の情報と照合することにより、いつ、どの部署が、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有したこととしたかなどを特定することも可能となってしまうのである。

そして、この点については、答弁書第5の2(2)(14及び15ページ)で述べたとおり、情報公開法5条3号又は同条4号の不開示事由の該当性判断においては、広く、不特定多数の者に対して公開されるという前提に立って各号所定の「おそれ」が生ずるか否かについて判断しなければならず、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等も含まれること、各号該当性の判断には将来予測としての専門的・技術的判断を要すること、後記3(2)で述べる事実関係の下においてはなおさら各号所定の「おそれ」があると言わざるを得ないことなどからしても、国の安全が害されるおそれ等があることは明らかである。

(ウ) したがって、原告の前記(1)イの主張には理由がない。

3 本件不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号又は同条4号に該当することについて、何ら具体的な事実関係に基づく合理的根拠が示されていないとする原告の主張は理由がないこと（原告第2準備書面第4の3に対する反論）

#### (1) 原告の主張

原告は、原告第1準備書面第4の2(18及び19ページ)における主張と同様に、「被告の主張は、いずれも現実にはありえない抽象的な可能性を論じるに過ぎないものであって、警察庁長官による不開示判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示したものとはいえない」（原告第2準備書面第4の3(1)・13ページ）、「入手

できる情報によって『想像』できる警察活動の事態はすでに広く公開されている情報から明確となっており、しかも、そもそも警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する所属における国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減を正確に把握することは不可能であるだけではなく、それによって警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知するのは不可能である」（同第4の3(2)・13ないし15ページ）、「本件部分開示文書が経年的に開示された場合であっても、上述のように、個人情報ファイルの増減を正確に把握することは不可能であり、開示請求時点における治安情勢や国際情勢等の他の情報と照合することもできない。それゆえ、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察が特定の情報を入手したか否かなどを把握又は推察し、それに基づく対抗措置を講じるという可能性は皆無」（同第4の3(3)・15及び16ページ）などと主張する。

## (2) 被告の反論

ア 本件不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号又は同条4号に該当することについて、何ら具体的な事実関係に基づく合理的根拠が示されていないとする原告の主張は理由がないこと

しかしながら、情報公開法5条3号又は同条4号の判断枠組みの点をおくとしても、答弁書第9（29ないし34ページ）、被告準備書面(1)第4（22ないし34ページ）で詳述したとおり、被告は、本件文書の性質や、本件不開示部分に記録されている内容について、可能な限り具体的に示し、本件不開示部分に記録されている情報が、公にすることにより、どのような事態が発生するおそれがあるのか、また、その結果、国の安全、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持にどのような支障を及ぼすおそれがあるかについても、可能な限り具体的に示した上で、情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると主張しているものであり、警察庁長官がこれらのおそれがあると判断したことが社会通念上合理的なもの

として許容される限度を超えていとは到底いえない。

また、答弁書第5の2(2)（14及び15ページ）、前記2(2)イ(イ)で述べたように、情報公開法5条3号又は同条4号の不開示事由の該当性判断においては、広く、不特定多数の者に対して公開されるという前提に立って、各号所定の「おそれ」が生ずるか否かについて判断しなければならず、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等も含まれることや、各号該当性の判断には将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどからしても、上記のおそれが原告が主張するように抽象的であるとは到底いえない。

さらに、後記イで述べるとおり、我が国及び警察の警備情勢、情報攻撃に関する情勢及びその対策状況等をも踏まえれば、かかる事実関係の下においては、なおさら各号所定の「おそれ」があることは明らかである。

したがって、原告の前記(l)の主張には理由がない。

#### **イ 我が国及び警察の警備情勢、情報攻撃に関する情勢及びその対策状況等について**

(ア) 我が国及び警察の警備情勢、情報攻撃に関する情勢及びその対策状況等についてみると、本件決定（平成28年7月15日）時においても、サイバー攻撃情勢、国際テロ情勢、外事情勢、公安情勢等、厳しい情勢にあったこと、警察において、情報攻撃を始めとして各種攻撃に対する対策や取組みを実施していたこと、被告の主張する「国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等」が現に存在すること、各種攻撃、不法行為、情報収集等を敢行していることなどは、警察庁の「警備情勢を顧みて」（平成27年ないし平成30年。乙第12号証ないし乙第15号証）からも、明らかである。

警察では、平穏な生活を守り、公共の安全を確保するとの立場から、違法行為については厳正に対処するとともに、テロ事件等の未然防止に

当たっている。また、サイバー攻撃情勢、国際テロ情勢、外事情勢、公安情勢等の厳しさを踏まえ、治安情勢に的確に対応し、テロ等重大事案を未然に防止して公安の維持を図るため、違法行為の取締り、関連情報の収集・分析等に継続して取り組んでおり、諸行事も見据えて、各種対策を総力を挙げて実施しているものである。

(イ) これまで繰り返し述べてきたとおり、情報公開法の定める開示請求は何人もが行うことが可能である。しかるところ、上記のとおり、サイバー攻撃情勢、国際テロ情勢、外事情勢、公安情勢等、厳しい情勢にあったこと、警察において、情報攻撃を始めとして各種攻撃に対する対策や取組を実施していたこと、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が現に存在すること、各種攻撃、不法行為、情報収集等を敢行していることなどを踏まえれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等において、将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返される可能性があり得ないとは到底いえないし、本件決定において不開示とした各記載欄の一部でも公にすれば、将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返されるなどした場合、警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する各所属における国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減を経時的ないし経年的に把握することが可能となり、そのことから警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知させ、ひいては、警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない上、開示請求時点における治安情勢や国際情勢等の他の情報と照合することにより、いつ、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有したこととしたかなどが特定され、これにより、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察が特定の情報を入手したか否かなどを把握又は推察し、それに基づく対抗措置を講

じることを容易ならしめてしまうなど、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

**ウ　国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減等を把握することが不可能であるとする原告の主張は理由がないこと**

前記イの点をおき、国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減等を把握することが不可能であるとする原告の主張についてみたとしても、かかる主張にも理由がない。

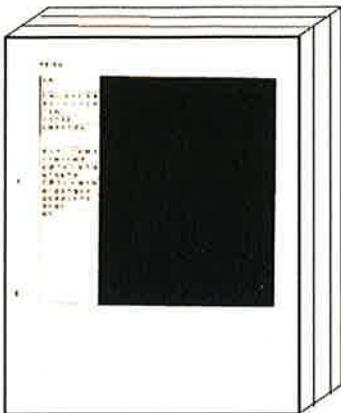
すなわち、本件決定において不開示とした各記載欄の一部でも公にした場合には、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、原告が行った開示請求と同様の個別具体的な保有個人情報管理簿の開示請求を行えば、それによって開示された文書と一部公となつた保有個人情報管理簿との照合を行い、これらの照合作業を繰り返すことにより、警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する各所属が保有する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿の増減の把握が可能となつしまうのであって、本件開示請求に対する開示・不開示の判断は、そのような照合作業が可能とならないように十分に検討を重ねた上で本件決定をしたものであることは、これまで繰り返し述べてきたところである。

この点について、被告準備書面(1)第4(3)(27ないし31ページ)でも詳述したとおりであるが、以下では、図を用いるなどしながら、改めて説明する。

**(ア) 本件決定**

本件決定についてみると、将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返されるなどした場合であっても、照合は可能とならない。

本件文書



別件開示文書



個人情報を保有していること自体さえ一切公にしていないものを含む警察庁が保有する国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルに係る全ての保有個人情報管理簿について、警察庁組織令に規定された所属の順番に従って整理したもの

犯罪鑑識官が保有する保有個人情報管理簿のうち、その一部の 18 件の保有個人情報管理簿（既に公となっている一部の警察業務に限定された、一部の保有個人情報管理簿）

#### (イ) 本件文書の一部が開示された場合

本件文書について、別件開示請求と同様に一部でも開示をする決定をした場合には、開示された部分を照合することにより、本件文書のどこに別件開示文書が位置しているかを把握することが可能となってしまう。



100 ページ目で  
あることが判明



101 ページ目で  
あることが判明

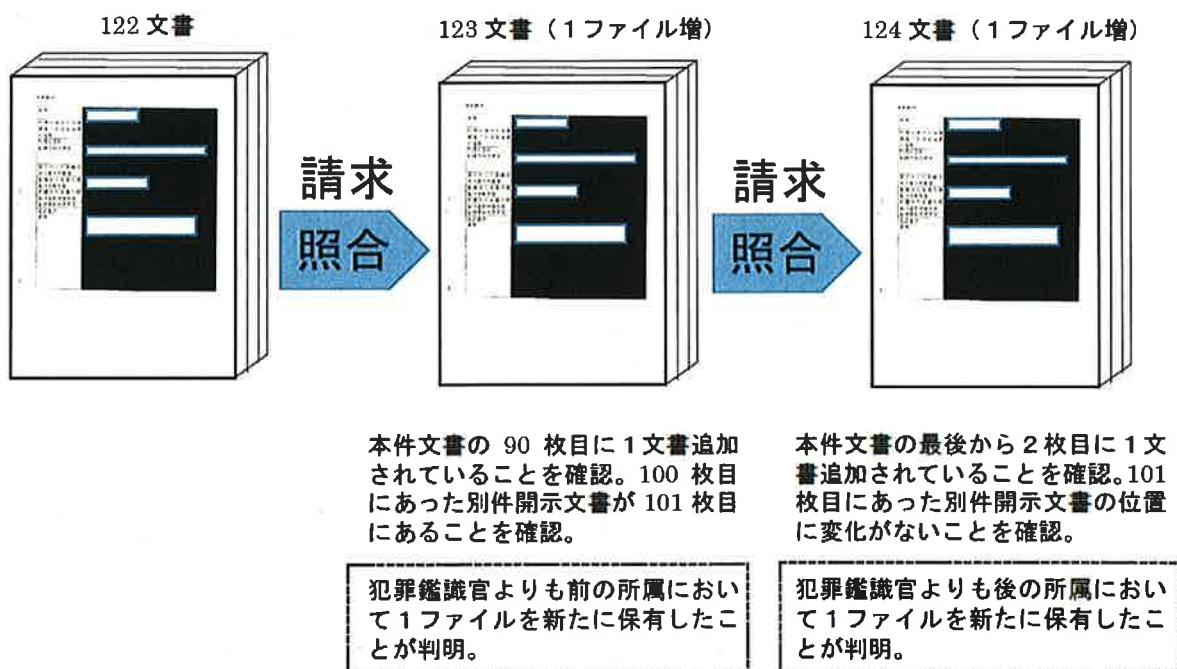
- ・本件文書のどこに別件開示文書が位置しているのかを把握することが可能となる。
- ・本件文書のそれぞれ何枚目に該当するのか特定することが可能となる。

#### (ウ) 前(イ)の開示請求が繰り返しなされた場合

a 全体のファイルの増減及びファイルの位置の把握が可能となってしま

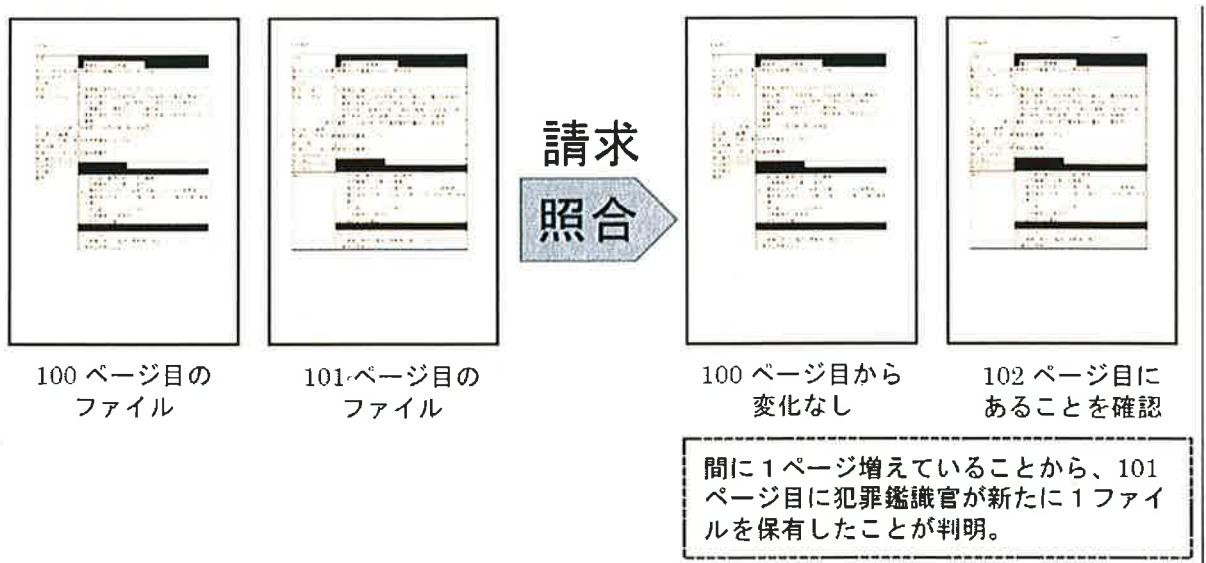
うこと

本件開示請求と同様の開示請求が更になされた場合、別件開示文書を目印として、各所属におけるファイルの増減や位置の変化を把握することが可能となってしまう。



b 特定の所属において、新たなファイルを保有したこと又は保有しなくなったことの把握が可能となってしまうこと

別件開示文書と本件文書とを照合した結果、本件文書内における別件開示文書のうち、各々の保有個人情報管理簿の位置に変化があった場合、犯罪鑑識官が、その間に国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルを新たに保有したことを把握することが可能となってしまう。



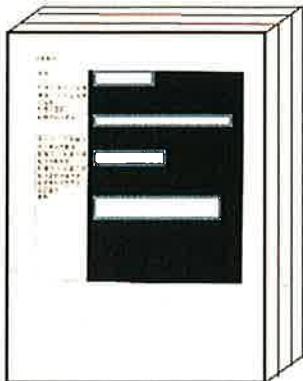
c 公にしていない國の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの数の特定及びこれを保有している所属の特定が可能となり、ひいてはどのような個人情報について保有を開始し又は保有しないこととしたなどを特定することが可能となってしまうこと

さらに、警察庁が警察白書等により保有を公にしているものや各所属の所掌事務等から保有していることが推測されるものに対して、別件開示請求と同様の開示請求をすることにより、当該開示請求により開示された文書を新たな目印として、本件文書と照合することでファイルの増減や位置の把握が可能となってしまう。

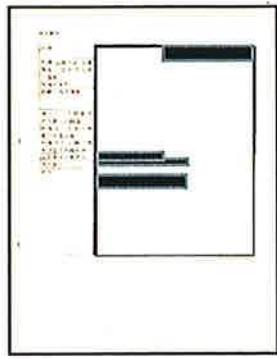
この作業を繰り返すことにより、公にしていない國の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの数の特定が可能となるばかりでなく、本件文書の位置を確認することで、これを保有している所属の特定も可能となってしまう。

そして、ファイルの増減時期や他の情報と照合することにより、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有しないこととしたなどを特定することが可能となってしまう。

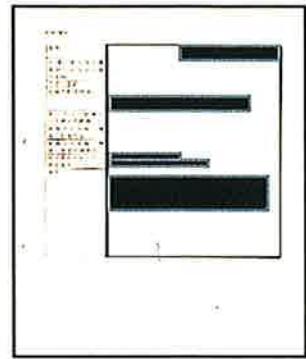
別件同様の開示請求により開示した文書



照合  
可能



80 ページ目で  
あることが判明



90 ページ目で  
あることが判明

(I) 小括

このように、本件決定については、警察庁において、どの部署が国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当しているかについては、警察庁組織令に定められた各所属の所掌事務等を確認すれば容易に特定できるところ、本件決定において不開示とした各記載欄の一部でも公にすれば、将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返されるなどした場合、警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する所属における国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減の経時的推移ないし経年変化を把握することが可能となり、そのことから警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知させ、ひいては、警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない上、開示請求時点における治安情勢や国際情勢等の他の情報と照合することにより、いつ、どの部署が、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有しないこととしたかなどが特定され、これにより、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察が特定の情報を入手したか否かなどを把握又は推察し、それに基づく対抗措置を講じることを容易ならしめてしまうなど、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼ

すおそれがある。

#### 4 小括

以上のとおり、本件不開示部分に記録されている情報は、国の安全を害するおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、情報公開法5条3号又は同条4号に該当する。警察庁長官がこれらのおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

したがって、本件決定は適法である。

#### 第5 結語

以上のとおり、本件決定は適法であり、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以 上

## 略語表

平成30年(行ウ)第126号  
警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件  
原告:特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

略語	語彙	書面	ページ
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	答弁書	5
個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	答弁書	5
本件開示請求	原告の平成28年5月15日付け警察庁長官に対する開示請求	答弁書	5
本件文書	本件開示請求に係る対象文書(保有個人情報管理簿)	答弁書	5
本件決定	警察庁長官が平成28年7月15日付けでした保有個人情報管理簿(本件文書)を開示する決定及び本件文書の一部を不開示とする決定	答弁書	5
本件取消しの訴え	請求の趣旨第1項。本件決定の取消しの訴え	答弁書	5
本件義務付けの訴え	請求の趣旨第2項。本件文書の開示決定の義務付けの訴え	答弁書	5
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
本件対象文書	総務大臣への事前通知の適用除外としている個人情報ファイル(126件分)	答弁書	7
本件不開示部分	個人情報保護法10条2項1号又は2号に該当する個人情報ファイル(122件分)の各項目欄のうち、各記載欄を不開示とした部分	答弁書	7
審査会	情報公開・個人情報保護審査会	答弁書	10
不開示情報	情報公開法5条柱書きの規定	答弁書	10
他国等	他国又は国際機関	答弁書	18
最高裁 昭和53年判決	最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決 (民集32巻7号1223ページ)	答弁書	21
原告第1準備書面	原告の2018年(平成30年)8月21日付け第1準備書面	準備書面(1)	5
東京高裁 平成26年判決	東京高等裁判所平成26年7月25日判決	準備書面(1)	14
平成17年改正前 旅券法	平成17年法律第55号による改正前の旅券法	準備書面(1)	17
別件開示請求	原告の平成30年1月4日付け警察庁長官に対する開示請求	準備書面(1)	24
別件開示文書	犯罪鑑識官が保有するDNA型照会業務、身元確認照会業務、指掌紋業務、及び被疑者写真照会業務に係る保有個人情報管理簿(18件分)	準備書面(1)	25
別件開示決定	別件開示文書について、一部を不開示とする決定	準備書面(1)	25
原告求釈明申立書	原告の2018年(平成30年)11月6日付け求釈明書	求釈明に対する回答書	1
原告第2準備書面	原告の2019年(平成31年)2月1日付け第2準備書面	準備書面(2)	4
被告準備書面(1)	被告が平成30年10月9日付け準備書面(1)	準備書面(2)	4